

✕-にもお送りしました。

## 聴覚障害者制度改革推進中央本部

### 「障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

2014年12月6日

公明党 前衆議院議員 大口よしのり

#### 1. 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定について

##### 【回答】

社会のあらゆる分野における情報バリアフリー化の推進のため、障がい者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法整備は必要であると考えます。

わが党の衆院選マニフェストには、「視覚や聴覚等に障がいがある人にとって、日常生活のコミュニケーションや情報取得をするための『情報・コミュニケーション法（手話言語法）』の制定をめざします」と明記しております。

#### 2. 「手話言語法（仮称）」の制定について

##### 【回答】

1. の回答に書いた通り、法律の制定をめざします。

#### 3. 聴覚障害認定の基準について

##### 【回答】

身体障害の認定基準は、各障害種別間のバランスを踏まえ、医学的・専門的観点から審議された結果に基づき定められています。

聴覚障害の認定基準については、高度難聴（純音聴力70デシベル以上）の方々を対象にしていますが、ご指摘のようにその基準をWHOの基準並み（同41デシベル以上）に改訂するかどうかについては、他の障害種とのバランス等を考慮しながら、検討を進めるべきだと考えます。

#### 4. 手話通訳者、要約筆記者の身分保障について

##### 【回答】

手話通訳者、要約筆記者については、各都道府県で養成が行われており、その雇用形態は、雇用主である自治体等が地域の実情に応じて定めています。

そのため、公明党の地方議会において、手話通訳者、要約筆記者の報酬アップ等を推進しています。ご指摘の非正規雇用等の身分保障の改善については、引き続き検討していきます。

## 5. 手話通訳制度における資格について

## 【回答】

ご指摘の通り、意思疎通の役割を担う質の高い手話通訳士の人材確保は重要な課題です。

手話通訳士制度の国家資格化については、社会福祉法人・聴力障害者情報センターにおいて議論が重ねられ、「手話通訳士試験のあり方等に関する検討会報告」が出されました。

この報告においては、国家資格化を望む意見と、こだわる必要はないという意見等に分かれ、意見の集約には至ってないと聞いています。従って、当面は引き続き、国家資格化に向けた意見集約をめざした取り組みが必要と考えます。

## 6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

## 【回答】

障がい者差別解消法が成立し、合理的配慮の提供については、行政機関等は法的義務、民間事業者は努力義務としました。労働政策審議会障害者雇用分科会では今年度中に合理的配慮に関する指針を策定します。

なお、この指針とは別に、合理的配慮の事例集を作成する予定と聞いています。

事例集においては、ご指摘のような懸念を払拭できるよう、手話通訳や要約筆記をはじめとした事例の記載を検討すべきです。そのうえで、合理的配慮に関する指針とともに、事例集の周知徹底を図ることが必要と考えます。

## 7. 聴覚障害者福祉施策について、貴党が取り組みたいことについて

## 【回答】

1. の回答でも書きましたが、視覚や聴覚等の障がいがある人にとって、日常生活のコミュニケーションや情報取得をするための「情報・コミュニケーション法（手話言語法）」の制定をめざします。

また障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢化への対応を含めた福祉基盤の整備を図るとともに、2020年の東京パラリンピックの成功に向けて、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーを推進します。障害年金の支給要件の緩和にも取り組みます。

090-3217-4937  
秘書 山口通男